

2013.9.24

大垣 荒崎水害訴訟

二〇〇二年七月の台風6号で浸水被害に遭った岐阜県大垣市荒崎地区の自営業佐藤信一さん宅には、被災から十一年たった今も自宅で水に漬かった当時のふすまを使っている。被害が風化しつつある中、証拠を残さなければという使命感からだ。副団長を務める住民原告団が県に慰謝料などを求めた訴訟の二審判決は二十五日、名古屋高裁で言い渡される。

(榊原大騎)

「人災」の跡 消さない

佐藤さんは父から土 右岸の一部が低い構造地を譲り受け、一九七 になっっている洗堰からたばことクリーニング 過去に床上と床下合を扱う店と住宅を建て わせて九回も浸水したて市内の別の場所から 経験から、商品や畳などを少しでも高いところ

〇二年七月十日午前 ろに上げる作業を前日六時、佐藤さん宅から から夜を徹して行っ一・五ほど離れた損 た。しかし、十日午後斐川支流の大谷川で、 には床上浸水が最高九



自宅のふすまに残る水害の跡を指さす佐藤信一さん。岐阜県大垣市島町で

原告「被害者に理解を」

十時までに到達。大谷川からの越流は二十五時間続いた。佐藤さん一家は二階に避難していたが、停電してトイレも使えなかった。

「結局、商品も家具も全部だめになった」。損害の見積もりは七百万円に上り途方に暮れた。だが家のローンもあり、商売は続けなければならぬ。簡単に土地を離れるわけにはいかない。家の中は改装したが、ふすまだけは残した。

原告側は、県が洗堰からの越流水による浸水被害の対策を講じてこなかったと主張している。佐藤さんは一審判決では、自然災害だから仕方がないと思われたという印象を受けた。二審では「洗堰の特殊性を理解し、被害者の立場に立った判決を」と期待している。

荒崎水害訴訟



〇〇二年七月からの越流で被害の大きかった岐阜県大垣市荒崎地区の住民183人が、「ほかの地区を守るために一方的に犠牲になっている」と河川管理者の岐阜県を相手取って慰謝料などを求めた。一審の岐阜地裁は09年2月、河川改修計画の途中での氾濫で、責任はないとする県側の主張を認め請求を棄却した。判決を不服とした住民132人が、名古屋高裁に控訴した。

〇〇二年七月からの越流で被害の大きかった岐阜県大垣市荒崎地区の住民183人が、「ほかの地区を守るために一方的に犠牲になっている」と河川管理者の岐阜県を相手取って慰謝料などを求めた。一審の岐阜地裁は09年2月、河川改修計画の途中での氾濫で、責任はないとする県側の主張を認め請求を棄却した。判決を不服とした住民132人が、名古屋高裁に控訴した。